金華００地区自主防災隊規約案

（目的）

第1条 この規約は、岐阜市地域防災計画の規定に基づき、風水害、地震等に対し、金華００地区内の住居者及び該当地区に事業を有する事業者（以下「金華地区住居者等」という）などの相互の支援その他の当該地区における防災活動を行うことにより、応急対策に万全を期し、地域の秩序維持と住民福祉の確保による「減災」を図るため、金華地区の自主防災組織の規約を定めるものとする。

（組織の名称）

第2条 自主防災組織の名称は、金華００地区金華自主防災隊（以下「隊」という）という。

（事務所の名称）

第3条 隊の事務所は、隊長宅に置く。

（事業）-

第4条隊は1条の目的達成するため、次の事業を行う。

（1）防災に関する知識の普及に関すること。

（2） 各種災害に対する災害予防に関すること。

（3）災害発生時における情報の収集伝達、出火防止・水防活動、救出救護、救護誘導、避難所開設・運営、給食給水等応急対策に関すること。

（4）防災訓練の実施に関すること。

（5）防災資機材等の備蓄に関すること。

（6）災害時要配慮者の安否確認、救出救護に関すること。

（7）地域防災コミュニティ計画策定に関する。

（8）その他、隊の目的を達成するために必要な事項。

（役員）

第5条　隊員は、金華地域の自治会員、各種団体員、近隣所住の組織員などを中心に隊長が委嘱する。

（班と任務）

第6条　隊の防災活動を円滑に実施するため、隊の中に任務を定め次の班を置く。災害の状況によりその任務にかかわらず応援活動を行う。

（1）総括、情報　　　　　　情報の収集及び伝達、災害広報

（2）消・水防　　　　　　　　消・水防活動・出火防止の広報

（3）救出、救護　　　　　　負傷者の救出

（4）避難誘導　　　　　　　救護避難誘導、危険箇所の把握

（5）避難行動要支援　　　避難行動要支援者の安否確認・その他支援

（6）給食・給水　　　　　　　炊き出し、給食救援物資の配分の協力

（7）市民消火隊　　　　　　初期消火、避難経路の確保、延焼防止、生活用水の確保

（役員）

第7条|　次の役員を置く。

（1）地区隊長　　　　1名　　　　　　　（2） 地区副隊長　　　　　１名　　（３）部長　　　若干名

※自主防災隊の下部組織として「見守り愛ネット」を位置づける。

（役員の選任及び任務）

第8条 役員の選任は次のように行う。

（１）地区隊長は各地区での選出によりその任にあたる。

（２）地区副隊長は各地区での選出によりその任にあたる。

（３）部長は各自治会から選出された者がその任にあたる。

（４）役員に欠員を生じた時は、補充を行うことがてきる。但し、欠員により生じた役員の任期は前任者の残任期間とする。

2役員の任期は1年とし、4月1日から3月31日までとする。

（役員の任務）

第9条役員の任期は次のようにする。

（1）地区隊長は、本隊を代表し隊務を総括する。

（2）地区副隊長は、地区隊長を補佐し、地区隊長に事故ある時はその任務を代行する。

（３）部長は、部を代表し班務を統括する。

（防災会議）

第10条　隊の運営及び活動を協議するため防災会議を置く。

1. 防災会議は、役員をもって構成し、必要ある場合に地区隊長が招集する。
地区隊長が各種団体員、近隣所在の組織員の参加が必要と認めた時は防災会議に招集することができる。

３　　地区防災会議は（地域の防災対策推進のため）次の事項を審議する。

（1）地区防災隊の設立及び変更に関すること。

（2）地区防災隊の装備に関すること。

（3）各種訓練に関すること。

（4）防災活動上必要な教育及び啓発に関すること。

（5）避難場所、避難所、避難経路の選定に関すること。

（6）地域防災コミュニティ計画の策定及び変更に関すること。

（7）避難行動要支援者対策避難行動要支援者

（8）その他の防災に関わること。

4　会議は構成員の過半数で成立し、出席者の過半数で決議する。可否同数の時は隊長の決するところとする。

（地域防災コミュニティ計画）

第11条 隊は災害による被害の防止及び軽減を図るため、地域防災コミュニティ計画を策定する。

2 地域防災コミュニティ計画は、次の事項について地域の実情に合わせて定める。

（1）組織の編成及び任務分担に関すること。

（2）防災知識の普及に関すること。

（3）災害危険の把握に関すること。

（4）防災訓練の実施に関すること。

（5）情報の収集伝達、避難、出火防止、初期消火、救出救護、給食給水等の防災活動に関にすること。

附則

この規約は、令和７年３月１日から施行する。